

高圧ガス運搬中の注意

以下の事項を必ず守ってください。特に注意すべき点です。

1 近くでも必ずポンペを固定しましょう。

「短距離だから」、「時間がないから」では許されません。

必ず運送基準に即した固定をお願いします。

2 空ポンペ、空瓶でも固定しましょう。

使用済み容器でもガスが少量でも残っています。

回収したポンペの発火事故も実際起こっています。

3 イエローカードには緊急連絡先を必ず明記しましょう。

イエローカード（注記事項記載書面）は単に携帯するだけでなく、緊急連絡先の欄に休日や夜間に確実に連絡がとれる会社、部署名を明記してください。

4 ライトの電池は切れていませんか？

赤色合図灯または懐中電灯には新しい電池を入れるようにしましょう。

5 防災工具は大丈夫ですか？

特に、漏えい検知材は常に入っていることを確認してください。

6 着いたらポンペを下ろしてください。

会社に着いたら必ずポンペを下ろし貯蔵施設に保管してください。

荷台に積みっぱなしは、法律違反になります。

公益社団法人東京都高圧ガス保安協会 TEL 03 (3830) 0252

一般社団法人東京都高圧ガス溶材協同組合 TEL 03 (5296) 0830

運送基準の遵守状況調査票

(口頭によるヒアリングで行ってください。)

参考

調査日 年 月 日

事業所名

調査者

事業所対応者

調査票

(複数台数所有の場合1台でも不備があれば×になります)

確認項目	適合の場合は ○	不適合の場合は理由
必ず容器固定を行っているか？ (回収後の容器も含めて)		
イエローカードには緊急連絡先を 明記しているか？		
赤色合図灯及び懐中電灯には新し い電池が入っているか？		
防災工具は必要な機材を常備して いるか？(漏えい検知材など)		
帰ってきたら必ず容器を下ろし容 器保管場所に保安しているか？		
あおり板は始動前に必ず閉まって いることを確認しているか？		
消火器は積載しているか？(可燃性 ガス、酸素等の場合)		
運送指導員保安講習の講習受講証 を携帯しているか？		
地域防災協議会会員証を携帯して いるか？		
上記の項目等について定期的な点 検を行い記録をとっているか？		



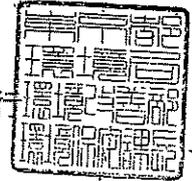
30環改保第664号

平成30年12月5日

公益社団法人 東京都高圧ガス保安協会 御中

東京都環境局環境改善部環境保安課長

高橋輝行



平成30年度危険物（高圧ガス）移動車両
指導取締結果について（通知）

平素から、都の高圧ガス保安行政に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、本年度の取締結果がまとまりましたので、お知らせします。

重大な違反事案はありませんが、「イエローカードに緊急連絡先が記入されていないもの」、「転落防止方法が不十分なもの」が見受けられました。特に、本年度は、客先からの回収容器を適切に取り扱っていないものが目立ちました。

つきましては、改めて、管下会員への移動基準の順守について周知方よろしくお願いいたします。

環境改善部環境保安課防災担当 市橋

電話 03-5388-3542

平成30年度

危険物移動車両指導取締（路上点検）結果について

1 路上点検の結果について

(1) 路上点検結果について

路上点検は、高圧ガスや火薬など、危険物を移動する際の事故を未然に防止するため、危険物輸送車両が高圧ガス保安法及び火薬取締法等に定められている基準に従って移動が行われているかの点検を行うもので、今年度は、11月12日、14日、19日の計3日間、警視庁、東京消防庁、東京都、関東東北産業保安監督部、国土交通省等と合同で、国道等に検問を設け、実施した。

昨年度と同時期同規模の指導取締りである。

(2) 点検場所・日時

① 11月12日（月） 9時～12時 葛飾区高砂1-1 東京消防庁第七方面訓練場 環七内回り

② 11月14日（水） 13時～15時 江東区辰巳3-1 国土交通省辰巳車両検問所

③ 11月19日（月） 9時～12時 昭島市拝島4-10-5

ヤマト運輸（株）西東京主管支店 国道16号外回り

(3) 点検結果

点検結果については表1、違反内容及び経年変化については表2。点検車両に占める違反車両の割合は、昨年度は14.2%、今年度は23.1%となり増加した。

しかし、2年連続して発生した重大な違反はなかった。

なお、違反車両はすべて一般バラ積車である。

2 違反車両その1

(1) 取締場所

11月12日 東京消防庁第七方面訓練場 環七内回り

(2) 運搬内容

酸素、アセチレン

(3) 違反内容

転落転倒防止措置不十分（転落防止構造の車両だが、2段積をしており、上段の2本に固定なし）
イエローカード記載事項不備（緊急連絡先未記入）

3 違反車両その2

(1) 取締場所

11月19日 ヤマト運輸（株）西東京主管支店 国道16号外回り

(2) 運搬内容

LPガス

(3) 違反内容

イエローカード記載事項不備（緊急連絡先未記入）

4 違反車両その3

(1) 取締場所

(2) 運搬内容

LPガス

(3) 違反内容

転落転倒防止措置不十分（50kg容器2本は固定していたが、10kg容器1本に固定なし）

5 今後の対応

販売店等を通じて個別に指導を行う。

また、高圧ガス関係事業者に係る各種講習会を通じて今回の点検結果を報告し、法令順守を指導する。

特に、販売先から回収してきた（空）容器運搬時にも移動基準遵守を指導する。

業界団体に対して、結果を周知し、会員に対する一層の法令順守指導を依頼する。

表1

	点検車両	違反車両	違反項目
タンクローリ	1	0	0
一般バラ積	12	3	4
計	13	3	4

表2：違反内容及び経年変化

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	
点検車両数（空荷車両は除く。）		16	15	14	13	
違反車両数		3	4	2	3	
違反項目数（延数）		5	9	7	4	
違反項目	警戒標識（なし・不足）	0	1	0	0	
	転落転倒防止措置（なし・不十分）	1	3	1	2	
	バルブの保護措置	0	0	0	0	
	混載の禁止	0	1	0	0	
	バルブの充てん口の向き	0	0	0	0	
	消火設備（なし）	1	0	0	0	
	応急資材・工具（なし・不足）	1	2	3	0	
	注意事項記載書面 （イエローカード）	不携帯	0	1	1	0
		記載不足	2	0	0	2
	地域防災協議会会員証（写し）不携帯		0	1	1	0
その他		0	0	1※	0	

※ 移動監視者不同乗